

全教委連第176号
令和7年2月4日

スポーツ庁長官 殿
文化庁長官 殿

全国都道府県教育委員会連合会
会長 坂本雅彦

『『地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行
会議』中間とりまとめ』に関する書面での意見提出について

国は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月策定）において令和5年度から令和7年度を改革推進期間と定め、部活動の地域連携・地域移行の取組を進め、昨年8月には「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」（以下、「実行会議」という。）を設置し、令和8年度以降の地域クラブ活動への支援方策等について検討している。

こうした中、12月10日開催の第2回実行会議等により中間とりまとめが取りまとめられたことを踏まえ、スポーツ庁及び文化庁から各関係事業者団体に対し、最終とりまとめに向けて、当該中間とりまとめの内容等に関する意見照会があった。

については、連合会として別紙のとおり意見を提出する。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 中間とりまとめに対する意見

団体名 全国都道府県教育委員会連合会

中間とりまとめの内容に対する貴団体の御意見を、下記枠内に御記入ください。

1 改革の理念及び進め方について

- これまで学校部活動は、体力の向上や豊かな人間性・創造性の育成などの教育的意義や役割を担ってきた。少子化が進む中、その継続が困難になりつつあることから、子供たちが将来にわたって活動できる環境を確保することが重要である。

中間取りまとめにおいて、平日の部活動を含めた、令和13年度までの次期改革期間が示されたが、地域によって子供の数、指導者の質・量やスポーツ施設等の状況が様々であることを踏まえて、それぞれの地方公共団体が安心して、実情にあった取組を継続的かつ着実に進められるよう、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法を示すなどのガイドラインの見直しや国による支援の充実を図ること。

特に次期改革期間の前期3年間で「確実に地域展開等に着手」とあるが、この「着手」について具体的に示すこと。

なお、ガイドラインの運用にあたっては、地域の実態を十分に考慮した柔軟な対応を可能とすること。

また、国による実証事業が各自治体の実態に応じてより効果的に活用できるよう改善を図ること。

- 「地域移行」という名称を変更することについて、「地域展開」の名称は「部活動を地域に広げていく」というイメージで捉えられる可能性がある。実施主体を学校から地域(中心)へと転換していくという趣旨や、責任の所在の明確化という論点等を踏まえ、「地域転換」など地域が主体となっていくことをより明確に表す名称とするよう検討いただきたい。
- 全国中学校体育大会等の各種大会における参加資格を、希望する全ての地域クラブが参加できるように整備することについて、国が中心となって日本中学校体育連盟等の関係団体と協議・整備すること。

2 部活動改革に伴う財政負担について

- 部活動指導員配置促進事業については次期改革期間においても補助を縮小せず、市町村が十分活用しながら地域移行へ進められるように支援を継続すること。
- 地方公共団体では、地域移行等を進めるに当たって、専門部署の設置、指導者の謝金や総括コーディネーターの配置等の推進体制強化に伴う財源の確保に苦慮しており、全国共通の課題となっている。
中間とりまとめでは、「公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要」とされたが、地方公共団体の理解を得ることなしに、財政負担を求めることのないようにするとともに、次期改革期間終了後も、国において必要な財政措置を行うこと。

3 国民への部活動改革の理念等の周知と受益者負担に関する理解促進及び経済的に困窮する世帯の生徒への支援について

- 地域移行等を進めるに当たっては、部活動改革の理念やこれからの地域クラブ活動の在り方について国民に広く周知すること。また、一定の受益者負担が生じることについて、国においても十分な広報を行い、生徒・保護者等の関係者の理解促進を図ること。
- 経済的に困窮する世帯の生徒への支援については、参加する地域クラブや、居住する市区町村間で差が生じないよう、国において新たな支援の枠組みを構築すること。

4 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童生徒性暴力等の防止等のための措置に関する法律への対応について

- 令和8年12月下旬が施行期限となっている上記法律において、部活動の地域移行後の地域クラブ等においても、従事者の犯歴確認等が必要な「民間教育保育等事業者」に含まれる可能性がある。
「民間教育保育等事業者」の認定対象の範囲の整理については、こども家庭庁で検討中であるが、地域クラブ等が含まれた場合には、新たなガイドラインに上記法律等への対応について明記するとともに、国においても地域移行に関わる団体への周知・広報を実施すること。